

五島市農作物等有害鳥獣被害対策事業費補助金交付要綱（令和4年5月18日告示第52号）

最終改正:

改正内容:令和4年5月18日告示第52号 [令和4年5月18日]

○五島市農作物等有害鳥獣被害対策事業費補助金交付要綱

令和4年5月18日告示第52号

五島市農作物等有害鳥獣被害対策事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市は、有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため、予算の定めるところにより、市内の地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）又は市内に住所を有する者に対し、農作物等有害鳥獣被害対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助の対象及び補助額）

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び経費並びにその補助額は、別表のとおりとする。

（申請書の提出期限）

第3条 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、毎年度別に定める。

（申請書に添付すべき書類）

第4条 規則第4条の規定により申請書に添付すべき書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 農作物等有害鳥獣被害対策事業計画書（様式第1号）
- (2) 農作物等有害鳥獣被害対策事業収支予算書（様式第2号）
- (3) 設置位置図

（申請の取下げのできる期限）

第5条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

（変更の承認）

第6条 規則第11条第2項第1号の規定による変更の承認を受けようとするときは、農作物等有害鳥獣被害対策事業変更承認申請書（様式第3号）に、第4条各号に規定する書類のうち、内容に変更が生じたものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 規則第11条第2項第1号の別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 柵の種別及び設置場所の変更
- (3) 補助対象経費の20パーセントを超える額の変更

（実績報告）

第7条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して1月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

2 規則第13条第1項の規定による実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 農作物等有害鳥獣被害対策事業実績書（様式第1号）
- (2) 農作物等有害鳥獣被害対策事業収支精算書（様式第2号）
- (3) 竣工写真
- (4) 設置位置図
- (5) 支払の内容を確認することができる領収書

（補助金の交付）

第8条 この補助金は、概算払の方法により交付することができる。

（財産の処分制限）

第9条 補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第22条ただし書の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については、同令に定める耐用年数に相当する期間とする。

附 則

この告示は、令和4年5月18日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

別表(第2条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助額
農地(現に農業が営まれている農地に限る。)の侵入防止柵設置事業	侵入防止柵の設置に係る 原材料費	補助対象経費の60パーセント以内の額
非農地の侵入防止柵設置事業		侵入防止柵1メートル当たり250円以内

備考 補助額について、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。
